

林産物商品化と在郷商人層の抬頭

木戸田 四郎

I 問題

本稿では水戸藩を中心として、常総地方における林産物商品化について検討してみたい。幕末期に重点をおいて検討をすすめるので、単なる商品化について関心をもつのではない。林産物の恒常的、恒常的な商品生産とその販売、特に江戸市場への恒常的、恒常的出荷を基礎とする在郷商人層の抬頭で、流通機構の質的、質的変化に注目しながら検討をすすめたい。⁽¹⁾

江戸時代の林業問題は、従来領主の展開する林制や林産奨励に研究の重点がおかれ、農民的立場からの林産物商品化問題は比較的軽視されていたように見える。林野問題を農民的立場から検討する場合も、農業生産や農民生活の補完物としての林産や林野管理に重点がおかれ、林野管理をめぐる共同体諸規制やその崩壊をめぐる問題が特に重視されていた。確かに全般的にみる場合、江戸時代の林野管理については領主が指導権を握り、農民が林野を利用し管理する場合も、一面で領主の規制をうけながら、他面農民が共同体的管理し利用をする場合が多かった。個々の農民が大規模な林野を所有し、これを商品生産の場として計画的に利用する事例は決して多くなかった。従って、林産物の商品化も多くは藩有林（領主の御立山）や寺社有林の払下げをうけて木材又は薪炭の生産をおこない、これを大消費地へ出荷して利潤獲得をおこなうのが大部分であった。⁽²⁾ 勿論、幕末になると各地の豪農や富農による私有林の集積は

すすみ、植林がこれら農民層によっても積極的に推進されるようになった。しかし、植林事業は幕末段階になってもなお主としては幕藩領主によって担われ、農民の手による植林事業はまだ小規模におこなわれた程度であった。⁽³⁾ 領主直営林での育林事業は、江戸初期から見られた幕府や大名の居城拡張につぐ城下町建設や大規模な土木事業による木材消費によって、寛文年間からみられた深刻な資源枯渇への対策として元禄年間から着手された。しかし、植林事業が積極的に推進されるようになるのは、一八世紀後半以降特に幕末段階になってからであった。⁽⁴⁾ この段階になると材木・薪炭に対する都市住民や商工業者の需要も拡大した。

一八世紀後半は林産物商品化の面でも注目される。西川善介氏によれば丹波林業地帯では、桂川にそって嵯峨・梅津・桂の三河岸に上流から送られる材木を取扱う問屋が仲間を結成し、山方五二か村の材木商と協定を結んで、問屋商人は山方立木を自己資本で伐出さず、他方山方商人も三河岸で第三者に直売をしないという協定が成立するのが延宝四年（一六七六）である。⁽⁵⁾ これによって丹波材の、三か所問屋による京都市中一五か所に散在する材木屋や大坂材木市場への、販売が独占されることになった。享保年間から寛保年間にかけて、山方商人の三か所市場への進出によって、しばしば両者が対立し寛保二年（一七四二）ようやく和談成立に至るが、事態の解決にはほど遠い和談であった。この和談によって山方商人達は、三河岸へ二店の材木問屋を出店させるとともに、三か所問屋とこの二軒問屋へ材木を半々に出荷することになったから、従来の三か所問屋の丹波材の独占買占め体制は、根本から崩壊することになった。以後、三か所問屋の材木市場支配権は年々崩され、山方商人の進出が目立った。

このような事情は、やや時期がずれながら関東各地でも確認できる。上杉允彦氏によれば、鬼怒川上流で筏流下げの開始されたのが元和三年（一六一七）といわれるから、この頃から材木の江戸出荷がはじまったと考えられる。初期は木材の伐採から搬出にいたるまで大部分が村役人の指揮下で農民の夫役によって担われた。この地方で木材が民

間の商品として盛んに出荷されるようになるのは、一八世紀以降であった。⁽⁶⁾ 上杉氏によれば「一八世紀における河岸流通における領主商品対農民商品の対抗は、木材市場で見るかぎり、はじめ前者に誘引されて展開してきた後者が、その独自の展開をとげる過程で成立してくる。」このような経過のなかで、化政期鬼怒川上流の出荷商人によって組織された仲間結成にいたれば、産地商人はその地位を確立し、近世前期以来領主から特別の保護を与えられた旧特権商人の、産地支配を崩すようになった。

常総地方について見ても事情はかなり共通していた。鬼怒川・利根川・霞ヶ浦・北浦をはじめとして、水運にめぐまれた地域では一八世紀後半から材木・薪炭の江戸出荷が目立っていた。これらの出荷商人は大部分が農民の兼業者であり、村吏Ⅱ豪農層を頂点としながらも、より広汎に一般農民を多数含んでいた。以下、これらの在郷商人の江戸出荷を中心に、幕末における林産物商品化の意義を検討してみたい。

(1) 林産物の恒常的な商品生産といっても、原木は主として藩有林や神社林の払下げに依存していたことを忘れてはならない。しかし、幕末になるとその払下げは恒常化し、入札によつて入手された。

(2) 林産物商品化については安岡重明「徳川中期大阪薪市場の構造」(『大阪大学経済学』第七卷第三号)、西川善介「流通市場から見た木材商品生産の発展」(『社会経済史学』第二七卷第二号)、同「林業経済史論(一〇九)」(『林業経済』第一三四一五三号)、藤田叔民「近世木材流通史の研究」(新生社)、上杉允彦「北関東河川流通における木材市場の展開」(『栃木県史研究』第六号)、脇野博「山方材木商人と江戸材木問屋」(『さんせい』第六号)等が注目される。

(3) 山中清孝「武州一揆の研究(2)」(『史遊』第二号)常総地方でも久慈郡上野宮村旅沢家にその例をみる事ができる(『日本林制史資料』水戸藩・黒羽藩・前橋藩)。

(4) 所三男「近世林業史の研究」(吉川弘文館)第一編第一章。

(5) 西川前掲論文、なお藤田前掲書第四、五章にも、この問題について詳しい説明がおこなわれている。

(6) 上杉前掲論文。

Ⅱ 水戸藩林制と植林事業の推移

常総地方における林産物商品化をみる場合、諸藩の林制についても一瞥しておかねばならない。ここではとりあえず水戸藩の林制について瞥見し、林産物商品化の背景をみておきたい。

水戸藩林制については、「水戸紀年」・「水城金鑑」・「国用秘録」・「与聞小織」等をはじめ各村に残る「御用留」類によってその推移を概観することができるが、戦後はこれらの史料を基礎にして松村安一・橋松寿氏等の研究が発表されている。⁽²⁾ 私も『水戸市史』中巻(一)において水戸藩林制の概要を概括しているので、詳しくはこれらの諸業績によらねばならない。まず水戸藩の林野区分についてみると藩有林(＝御立山)、家中持山・寺社有林・入会林・分附山(百姓持山)⁽³⁾がその主要なものであり、これらの区分はほぼ幕藩に共通していた。これらの林野のなかでは藩有林が圧倒的比重を占め、江戸時代を通じて林制の重点がここにおかれていた。藩有林については入会林が重要性をもっていたが、林産物商品化の面からみるとあまり重要性をもたず、寺社有林がより重要な意義をもっていた。寺社有林は林相が良質であったから、杉・桧・松等の木材給源として重視された。分附山も本来は農民の自給林野として所有が認められたが、当初はその規模も小規模にとどまっていたから、林産物商品化の面からはあまり重要性を持ちえなかった。しかし、農民分解の進行する一八世紀後半以降、分附山の売買も多くなり林産物の商品化もすすむことになった。享和元年(一八〇一)水戸藩では「分付山義者百姓共不時入用補第一ニ可相成候事ニ付」⁽⁴⁾として、その売買や伐採を藩に届出よう指示している。農民達も享和三年林産物商品化のなかで、分附山が補助的収入源として重要であることを強調したうえ、「別而困窮之者共分付山所持不仕追年困窮弥増仕候」⁽⁵⁾と訴え、一方的に藩有林に編入された分附山の返還を要求している事例もみられる。林産物商品化の過程で分附山は改めて重視されるが、他面ではこれを契機

として売買も増加し、藩当局もこれを放置しえない状態となった。享和三年から文化三年にかけて水戸藩では「村々分附山売買之儀是迄自他村共ニ売買致し候所以来他村へ永代売渡之義ハ指留候⁽⁶⁾」と布達し、分附山を他村の地主が買入れることを禁止し、分附山が一部の地主に集積されることを抑制しようとした。

右のような林野区分は必ずしも固定したのではなく、しばしば流動していた。藩有林についてみると、苗木植付や植付後の管理のため地元農民の協力を不可欠としたから、樹木の生育に影響をおよぼさない範囲で、地元農民の立入りや利用を許可した。従って、藩有林を地元農民は落葉や下草採取の場として活用できたし、枯木を中心として一定範囲で樹木も採取でき、一種の入会林として利用できた。例えば、正保元年（一六四四）の布達をみると、城下町周辺の笠原山は従来から藩有林として管理されていたが、近隣農民はここで木の葉をさらう枯木をとることも認められた。木の葉は堆肥給源としてまた枯木は燃料として利用されたが、その採取に当って鎌や鉞を使用することには強い規制をうけた。⁽⁸⁾これとは逆に農民の分附山がときとして藩有林にかこい込まれる場合もあった。享和三年一月茨城郡原石川村農民から藩に提出された願書によれば、同村御金銭本山四一町余はかつて同村農民の分附山であったが、「御城下村々用水御材木の御山無御座候由にて御引上に被_レ仰付_二候_一」⁽⁹⁾という事情で藩有林に編入されてしまった。勿論この編入に当って、農民達はこれをのがれるため手段を尽して免除を願出たが、要求は認められず藩有林への編入が強行されてしまった。原石川村の農民達はこれによって大きな犠牲を蒙り、経営が立行かなくなったとして、享和三年その返還を強く訴えた。これとは逆に分附山の一部を農民側から藩有林に編入を願出た事例もみられる。願出たのは那珂郡足崎村の農民達であり、同村分附山一〇三町歩のうち一九町余を「人別少之村方ニテ野火防等不行届候間御立山ニ指上度願出候⁽¹⁰⁾」として、天保一四年（一八四三）九月藩有林への編入を願出た。また、入会林野に植林を奨励し分附山とする事例も幾つかみられる。寛政元年（一七八九）一月の布達をみると「空地有之村々又者草刈場

広く秣に余候村方之儀者右地所之内……見斗村高に応じ二、三町歩或者四、五町歩其余に植立より廿ヶ年とも年限相立村持分附山拝借地被仰付⁽¹¹⁾」る方針が指示されている。村によっては空地や秣場等のない村が隣村にある場合、林野に余分のある村から貸付け、或は藩有林の伐木跡地や野火にあった場所の貸与によって、分附山の造成が図られている。このような方針は享和二年にも布達され、百姓一軒について一町程度の造成が図られた。⁽¹²⁾

林野管理の最高権力は藩主に属していたが、地方では藩政初期から郡奉行が管理責任者となっていた。林野管理については、「尋常ノ事務ハ都テ郡奉行之ヲ専決ス⁽¹³⁾」となっていた。郡奉行の下に郡手代が約五〇人所属していたが、このうち山掛として五、六人が郡奉行の指揮をうけて、山林にかかる諸事務を分担していた。⁽¹⁴⁾ 山林に関する訴訟と犯罪人の処罰に関する事務は、郡手代のうちでも別のものがこれに当り、山掛は郷役人としての大山守（＝山横目）や小山守を指揮監督して、山林の管理に当たっていた。⁽¹⁵⁾

郷役人として山林管理の責任者となった大山守（＝山横目）は一五〜二〇か村に一人の割合で、その地域の有力名主が兼帯することが多かった。藩有林をはじめ各種の林野について、小山守を直接監督しながら管理に当り、その業務についてはすべて郡奉行又は郡方役所に報告した。小山守は各村にある藩有林の広狭によって二、三名づつ配置された。大山守（＝山横目）の指揮をうけて山林培養に従事するとともに、山林に関する犯罪者を発見したときには、直ちに大山守および郡方役人に連絡して、その指示に従った。なお、このほか各村におかれた庄屋・組頭は各村内の分付山・入会林野の管理に当たっていた。

このような林野管理組織が何時頃整備されたか明確ではないが、郡奉行が林野管理の責任者であったことは、寛永年間から正保年間にかけての諸布達で明らかであり、大山守・小山守についても延享二年（一七四五）九月の布達に明示されているから、⁽¹⁶⁾遅くも江戸中期には制度として確立していたとみることができる。

江戸時代前期の林産物利用については軍事・行政等各部門にわたっていたが、それが商品化することは少なかった。材木・薪炭は夫役によって伐採・運搬され、江戸藩邸で使用されるものさえ領内で伐採され、江戸へ送られることが多かった。寛永元年一〇月布達では、「板久（＝潮来）小河（＝小川）の江戸御屋形之御台所へ入申候すみ薪之御舟こぎ申候舟方のうんちん商人に付米六斗つ小川板久領志々倉（＝宍倉）玉作（＝玉造）之代官衆を渡す」と指示し、江戸藩邸で使用する薪炭が潮来・小川地方から舟で送られ、その運賃が米で支払われていたことを示している。寛永四年には「南郷にて御用之竹木きり候て江戸へまわし可置事」と布達しているから、材木や竹材についても江戸藩邸の入用分は領内から送られたことを示している。寛永七年の「村々人馬取立」によれば潮来山で江戸出し薪わりと板まるき人足六八九人、羽生・吉影・宍倉山で江戸出し薪わり人足二一三九人、江戸出し材木の海老沢から小川迄かつぎ人足八一人、江戸出し薪羽生山・吉影山より小川迄つげ馬一四〇〇疋、江戸出し炭宮崎より小川迄つげ馬三七三疋が徴発されている。寛永一〇年代にもほぼ同様の人馬徴発がおこなわれ、江戸藩邸で使用する材木・薪炭が大部分藩内から、農民の夫役によって調達されていた。⁽¹⁹⁾ 水戸城の修築や城下町の整備拡充にも大量の木材や竹材が必要とされたが、これらの材料も当然藩有林から供給された。⁽²⁰⁾

江戸時代になると林産物に対する需要は急増したため、早くも元禄時代には森林資源の枯渇が全国的に目立った。幕府をはじめ各藩で植林事業の推進と森林資源の温存が図られたが、水戸藩でも第二代藩主徳川光圀時代から植林事業がおこなわれるようになった。光圀は茨城郡見川村緑ヶ岡や那珂郡三反田村百木山で植林をおこなわせたほか北部の久賀御立山でも榎の植付をさせたと伝えられる。⁽²¹⁾ このほか天和二年には百姓持高一石につき椋苗一本を植えさせた記録も見られる。⁽²²⁾ しかし、これらの植林事業はまだ試験段階にとどまり、これが藩内で広く実施されるようになるのは享保年間からであった。享保九年（一七二四）那珂郡山方村山横目より管下各村への布達によれば「村高百石ニ付

杉ノ実ハ二合、松ノ実ハ三合ツ、彼岸中ヨリ御申付程能相調私方迄御遣候様ニ可被成候……村ノ高ニ応シ可被遣候」と指示している。これらの木実は苗に仕立てられ、藩有林に植付けられた。翌年二月には山方村で九日から一六日にかけて藩有林へ松苗四〇〇〇本を植付けるため三二人の夫役が徴収されている。⁽²⁴⁾近隣の諸沢村藩有林でも一七日栗苗七〇本の植付がおこなわれ、同日小貫村でも「柿ヶ平御立山松苗千四百本植 此人足拾人」および「押沼富士山松苗四百七拾本 此人足五人」の植付がおこなわれた。一九日から二一日にかけては、皆沢御立山にくれ木三四〇本のさし木と栗苗五三〇本の植付がおこなわれていた。二月二四日には山方村で観音山（藩有林）に楮苗一七四〇本を植付け、さらに二七日と三月一日には杉苗一八九〇本の植付がおこなわれている。このような植付は一部の藩有林だけでおこなわれたのではなく、全藩的規模でかつ年々継続して植付けられていた。同年三月郡吏から馬場・大門・天神林・久米・花房・中利員・天下野・小生瀬・町屋・上沢・下小川・山方の各山横目宛のつぎの布達をみても、このような事情は明らかである。⁽²⁵⁾

以書付申達候各支配御立山諸木苗例年之通当春も植立被申候事と存候、先達而被仰付候通随分情を入植立可被申候……今年などは別而諸木苗仕立可申時節と思召候間無油断植立可被申候、植様倉相に候得者根付兼候間各立掛り様不申候様に遂吟味仕立可被申候

右の布達は水戸藩西北部の各村に配布され、藩有林で例年通りの諸苗木植付が指示されている。植付に当っては丁寧に起こない枯損の防止が図られていた。注目されることは、右の布達につづけて「去辰諸木苗仕立候帳面当春役所へ指出候通認置我等廻り先へ出し可被申候」と指示していることである。⁽²⁶⁾郡方では単に諸苗木の植付を指示したばかりでなく、毎年各村の植付面積や植付本数を樹種別に報告させたいえ、現地調査までおこなっていた。享保期には榛・楮の植付も積極的におこなっていた。享保一四年九月郡方ではつが松・栗・杉・榛について「ふせ苗寄苗共に存

分情を入存分に可致候」と指示したうえ、現地に出向いて実情を調査すると布達している。⁽²⁷⁾

このような植付はその後も続けられていた。例えば宝暦三年（一七五三）二月下岩瀬・上大賀・山方・下小川・大子・左貫の各山横目宛の布達では「当酉年中諸木苗仕立并寄苗実取伏申候分例年之通帳面に仕、来戊正月六日前役所江指出し可申候」と指示している。⁽²⁸⁾ ほぼ同文の指示は以後年々おこなわれているが、宝暦四年二月にはこの指示にこたえて、山方村山横目武左衛門は松苗八二〇本・楮苗三三〇本を山方・舟生・諸沢・押沼等各村の藩有林伐採跡へ植次ぎ（松苗）、さらに川原の土手にも楮苗を植付けたことを報告している。⁽²⁹⁾ 文政七年（一八二四）には三〇年以前から小宮山楓軒が紅葉郷で藩有林に植立てた榎木が立派に成長して、真木に割ることができるようになったと伝えられているから、江戸時代後期には藩有林の植林が全藩的に実施されていたと考えられる。⁽³⁰⁾ 小宮山は紅葉地方が木材の江戸出荷に好都合であるところから松苗の植付にも力をいれ、彼の在任中には「御立山を植立る事何千百町と云数を不_レ知」と伝えられるほどの植林を実施した。⁽³¹⁾ 彼は年々藩庁から郡方へ配布される三〇〇両の資金に、さらに役所の出金を加えて植付をおこない、さらに植付後の管理にも心をくだいて育林に尽力していた。水戸藩ではこのような植林事業を天保改革の過程で全藩的に検討し、一段と植林事業の充実を図った。⁽³²⁾ その後も植林事業は続けられ、藩有林の植付や手入がおこなわれた。茨城郡世楽・上吉影・佐才新田の諸村では弘化二年から嘉永元年にかけて、藩有林をはじめ江戸海道並木にも杉・桧・松の苗木が大量に植付けられたばかりでなく、植付後の手入もおこなわれていた。⁽³³⁾ 茨城郡増井組での杉・櫛苗植付についても、植付後の下草刈、植つぎ等の管理もおこなわれていた。⁽³⁴⁾

このように江戸後期藩有林の林野管理は、中期以上に積極的におこなわれたが、この時期になると農民の分附山や入会林野での苗木植付もおこなわれるようになっていた。郡奉行達も分附山の植林を積極的に奨励するようになった。享和元年（一八〇一）一二月八田・浜田・紅葉の三郡幸は連名で分附山の植林について布達し、従来分附山の木

材伐採時にはその売払代金の半分を藩へ納入させたが、以後これを免除することにした。従って、以後分附山の植林にも精を出し、山林収入の増大を図って経営の安定をはかれというのが、布達の要旨であった。⁽³⁵⁾この頃になると薪炭を中心として農民の手による林産物商品化もすすみ、これが農民経営にも重要な役割を果すようになっていたから、藩も分附山の植林を奨励するようになっていた。⁽³⁶⁾八田組の郡宰石川儀兵衛は享和二年各村に対して、改めて分附山の植林を指示している。⁽³⁷⁾同じ頃紅葉組の郡宰小宮山楓軒も「櫛木は却て松にまさりて野火に遇ても曾て傷まず、一度之を栽る時は十年毎に伐て薪と為すと雖も、其棄ますく出て年を追て茂り合ひ……度々栽替るに不及、実に宜き植木なれば、此を多く百姓持分にすべし」と分附山での櫛木植林を奨励した。⁽³⁸⁾小宮山のもとで民政に従事した坂場流謙も分附山の植林を重視した。坂場は「海辺市町城下近き所江戸京大坂繁花の地近所」にては、櫛木を植えて薪・炭をつくり、収入をふやすことができるとして、分附山での植林を奨励している。⁽³⁹⁾彼はさらに「空地多き谷々へは村山を拵、杉松櫛木を仕立民のたすけに成る事を工夫すべし」として、入会地における植林についても奨励している。坂場は、農民が分附山をもたないと薪等を買わねばならず、それだけ生活に難儀すると述べている。彼はまた「国中の百姓分付山を持たる者は少く、一年の薪買上て金銭費多し、是貧するの元也」とも述べている。寛政年間を過ぎる頃から、農村内でも薪や材木は商品化し、分附山を持たなければ農民はその分だけ出費を余儀なくされ、農民分解を促進することになった。

- (1) 「水戸紀年」・「水城金鑑」・「山林成規」は彰考館所蔵、「与聞小識」(二二九)は茨城県歴史館所蔵、「国用秘録」は茨城県史編さん委員会『近世史料』I・IIによった。なお、これら史料を整理したものとして『日本林制史資料(水戸藩・黒羽藩・前橋藩)』があり、その基礎史料となった日本林制史調査資料(水戸藩第一―八号および番外)が豊富な史料を収めている。
- (2) 松村安一「水戸藩林制史序説」(徳川林制史研究所『紀要』昭和四二年)、「水戸藩林業の基盤とその歴史的展開」(『茨城県史研究』38)および橋松寿「水戸藩における分付山の展開過程」(『茨城県史研究』40)

- (3) 松村氏は前掲論文で分付山と百姓持山を鋭く区別されているが、両者はほぼ同一のものと考えてよいであろう。
- (4) 前掲「調査資料(水戸藩第一号)」
- (5)(6)(7) 前掲『林制史資料』七・九五・九七頁
- (8) このような事例は茨城郡川又村についてもみることができる。川又村は水戸藩の支藩であったが、村民達には水戸藩の藩有林利用が認められていた。(「安政二年村差出明細帳」内原町村瀬正勝氏蔵)
- (9) 前掲『林制史資料』九〇〜九六頁。那珂郡中根村でも文政四年藩有林への編入が見られる(「山林成規」)。
- (10) 前掲「調査資料(水戸藩第一号)」
- (11) 前掲橘論文
- (12) 前掲「山林成規」
- (13)(14)(15) 水戸藩の林野管理については前掲「調査資料」(水戸藩第一号)および前掲松村論文によった。なお、「山林成規」にも詳しい。
- (16) 前掲『林制史資料』一〇五九頁
- (17)(18) 前掲「与聞小識」
- (19) 『水戸市史』中巻(一五二〜一五二四頁)
- (20) 前掲「与聞小識」
- (21) 前掲松村論文
- (22) 前掲「水戸紀年」
- (23)(24)(25)(26)(27) 前掲「調査資料(水戸藩第三号)」
- (28) 前掲「調査資料(水戸藩第四号)」
- (29) 前掲『林制史資料』六四・八九頁
- (30) 「楓軒紀談」(国立国会図書館蔵)
- (31) 大内政敬「清慎録」『日本農民史料聚粹』第十一巻)。同書によれば、小宮山は従来徴発された人足に一日米五合づつ与えられていたことを改め、男一日一八〇文、女一一六文を賞銭として現金で支払い、農民から歓迎されたと伝えられる。
- (32) 『水戸藩史料』別記下四九二頁

- (33) 前掲『水戸市史』中巻四三九〇～三九二頁
 (34) 前掲松村論文、「山林成規」
 (35) 前掲「調査資料（水戸藩第一号）」
 (36) ほぼ同時期水戸藩では寺社林の植林についても布達している。（調査資料—水戸藩第一号）
 (37) 前掲「山林成規」、「調査資料（水戸藩第一号）」
 (38) 前掲「清慎録」
 (39) 前掲「国用秘録」卷之一

Ⅲ 林産物商品化と在郷商人

江戸時代の植林事業がほぼ享保年間から藩有林を中心として実施され、後期になるとこれが寺社林や私有林・入会林野でも推進されるようになった。このような植林事業は、江戸中期にみられた森林資源の枯渇を直接の契機としたが、これとやらんで林産物の商品化を重要な刺戟としていた。江戸時代前期には大名や家臣団は軍事・行政をはじめ生活上の必需品まで藩有林から農民の夫役によって供給されていた。農村の土木工事や災害復旧のためにも、必要材が藩有林から供給されることが多かった。⁽¹⁾江戸藩邸で使用する薪は文化年間になっても紅葉郡方から送られていた。当時郡方から江戸小梅御蔵方へ送られる薪は櫛木薪七〇〇束、松薪三万束に達し、船で藩邸まで送り込まれていた。⁽²⁾勿論、このような林産物供給は一般領民にまではおよばなかったから、城下町を中心として商品化も早くからみられていた。城下町では寛文五年（一六六五）「竹木並うす引うす雪隠余町に而商売申儀停止可仕候、但材木町斗に而売可申事」として、木材やその加工品の材木町における営業独占を認める布達が出されているから、⁽³⁾おそくもこの頃ま

では材木商人や加工業者が、多数城下町で営業していたことを示している。宝永年間になると農村商人が薪類を城

下町にもたらして営業するものがみられる。藩では宝永三年（一七〇六）につづいて四年にも、城下町での薪売についてその営業を規制した。⁽⁴⁾ 規制の内容は、市日に農村から薪や材木を城下町にもたらすものについて、少量つつ「引売」するものについては特別規制しないが、馬で積出す大量販売者については、三材木町の売場の末席に荷物を運んで販売することを指示するものであった。宝永六年には藩有林の見川村山（松楨一〇万八八〇三才）、千波山（三万三五六才）、中台山（四万二二四六才）のせり売を告示しているから、⁽⁵⁾ おそらくこのような払下げの機会に仕入れた農村商人が、城下町へ薪売にでてきたのであろう。水戸藩では宝永六年三月他領から入って来た柚や炭焼は、すべて領外に立去らせるので、これらのものの宿をしてはならないという布達を出している。⁽⁶⁾ 宝永年間になると専門的な林業労働者も出現し、他領からまで入込んでいたことを示している。宝永改革の指導者松波勘十郎は、藩有林で伐採した木材や薪炭を江戸へ売出して収入の増加を図ったが、家臣団や農民からこれが強く批判され、改革中止を求める農民一揆のなかでも、重要問題となっていた。木材は水戸城周辺や緑岡御殿・太田西山荘に隣接する藩有林を伐採して製材し、これを江戸へ出荷しようとして家臣団の強い反撥をかうことにもなった。松薪は涸沼・北浦を結ぶ運河建設のため、その河川敷にあった松林が伐採され、薪にわられたものであった。その松薪は一部江戸藩邸で使用し、残余を江戸市場へ出荷する予定であったが、これが成功しなかった。⁽⁷⁾ 松波の林産物江戸出荷は成功をおさめることはできなかったが、当時このような事業が藩当局によって着手されたことは、注目してよいであろう。

享保年間になると林産物販売は、藩有林ばかりでなく分付山や寺社有林についてもみられ、藩当局がこれを取締る布達もみられるようになる。享保一三年（一七二八）四月の布達がこれを示している。⁽⁸⁾

於村々分付山立木払仕柚ヲ、入江戸商材木荒分板出シ候。平生自分之家材木薪等伐り採候儀ハ格別、前書之通他領へ出候材木之儀向後猥ニ心次第伐り採申間敷候、古法先格之通大木之儀ハ勿論、三尺廻り以上之木ハ役所へ伺出指図

之上伐り採可申候、尤寺社山境内等モ役所見分之上為伐候儀ヲ以、思慮可仕候事(傍点引用者)

水戸藩では従来から杉・松・松等について、周圍三尺以上の大木は分附山・寺社有林の別なく、勝手な伐採を禁止していた。享保年間になると農民達が、柚を雇って分附山から、これらの大木を無断で伐採し、これを板にして江戸出荷するまでにいたっていたので、藩はこれを厳しく禁止した訳である。布達では中利員・下小川両村の山横目に対し、棚谷・国安・和久の各村(現在久慈郡水府村)では、実際に柚を雇い江戸出荷材の伐採をおこなったものがいたことを指摘したうえ、今後このような行為のないよう一段と取締を厳重にするよう指示している。⁽⁹⁾なお、布達は寺社有林についても、伐採は藩に願出て許可をうけたうえでおこなうようにと指示していた。林産品の江戸出荷は交通条件に恵まれた南部地域では早くから見られたが、享保年間になると出荷条件のより劣悪な水戸藩北部の山村地帯で、分附山についてもこれがみられるようになっていた。宝暦四年(一七五四)二月にも、これとほぼ同趣旨の布達が出されている。⁽¹⁰⁾分附山は勿論、寺社有林でも大木を猥りに伐採してはならないことは旧来からの規制であるから、これを遵守せよというのが布達の要旨であり、当時なお分附山や寺社林からの材木出荷の続いていたことを示している。前節で指摘したとおり享和元年水戸藩では正徳年間から続いていた分附山の林産品販売額の半額公納制を廃止した。⁽¹¹⁾従来の方針を一擲、売上金全部を農民の収入とすることを認めたのは、林産品販売が増加するとともに販売方法も複雑化して掌握が困難となり、制度を維持できなくなったためと考えられる。この頃になると、分附山での植林が奨励され、農民達もすゝんで植林をおこなうようになっていた。木材や薪炭の販売を農家経営の安定策として、郡宰達も積極的に支持していたことも、右のような制度改革の重要な原因であったと考えられる。

小宮山楓軒は紅葉組郡宰として、藩有林払下げの方法について改善を加えている。⁽¹²⁾これまで払下げの実務を担当した山横目と払下げをうける商人達がなれあい、しばしば不当に安価な価格決定する場合もみられたため、小宮山はそ

の改善策として公開の「役所せり」を実施し、個別的な取引を排除したから、払下げは公正におこなわれ、藩にとても莫大な利益をあげることができたと伝えられる。いずれにしても、このような改善を実施しえたのは、藩有林払下げの入札に参加する商人が増加することによって、公正な入札を定着させることができたからである。

寛政二年（一七九〇）水戸藩から江戸その他領外へ販売された産物の総額は九万九〇七一両余に達するが、そのうち林産物は板・貫木・木羽・付木等五三三八両、薪一四一二両に達し、全販売額の中で林産品は六・八%を占めていた。⁽¹³⁾ 享和元年（一八〇一）になると水戸藩ではこのような林産物販売を掌握するため、江戸に会所を設立して久慈郡小中村の商人孫六と江戸南八丁堀五丁目の商人惣之丞を会所取扱人に指名した。領内から林産品を江戸へ出荷する場合、希望者は右の会所へ出荷して、ここで取引するよう指示した。⁽¹⁴⁾ 藩は会所設立に当って、従来「問屋中買両株ニ而取来候下之利潤荷主小売之者とも双方之徳用」を期すると述べているが、ようやくさかんになって来た林産物の江戸出荷を藩と特権商人で掌握することに、本當のねらいがあったものと考えられる。この会所設立後の推移については明らかでないが、江戸会所の運営に産地商人の参加が見られるようになったことは注目される。このような時期には領内でも林産物の商品化はすすみ、これをめぐって幾つかの問題がおこってきた。文化一〇年（一八一三）茨城郡若宮村では鎮守社が大破損におよんだので、その修復のため鎮守御立山の悪木を伐採してその費用にあてたいと願出て郡庁の許可をうけると、農民達は悪木でない杉・桧九本まで伐採してしまい、その責任者として庄屋は役儀召放のうえ閉戸二〇日、組頭呵責押込七日の処分をうけることになった。⁽¹⁵⁾ 単なる誤伐であったとすれば右の処罰は嚴重すぎるから、おそらく販売を目的とした良質木の伐採が藩当局によって摘発され、処分されたのであろう。このような事件は他にも多かつたらしく、天保元年（一八三〇）藩の寺社奉行はつぎのような布達を出して、寺社林の伐採を規制している。⁽¹⁶⁾

神仏之社堂為_レ修覆_一伐木之儀奉_レ願候上相済或は依_二其品不_二相済_一儀も有_レ之所、近来從_二諸向_一之願多相見間には為_レ指破損にも無_レ之候を無_レ抛申立伐木願出修覆之方は次にいたし、過半売払金子をは其の身の為_レに遣込、或は無願にて伐取候類も有_レ之甚以不心得之至候

この布達でも、農民達が修覆に名をかりて寺社林の伐採許可をうけ、これを寺社修覆に使用せず、販売して私腹をこやしてしまう場合がしばしばみられ、また無断で伐採する事例さえみられ、寺社奉行はこれらの違反に対して強い警告を発していた。しかし、これらの事例はいずれも林産物商品化の発展を基礎としており、農村ではその売買によって在郷商人層の活動が目立っていた。例えば、久慈郡小中村の佐藤兵衛門家の天保二年（一八三一）杉板出荷について示せば第一表の通りである。⁽¹⁷⁾ 佐藤家は天保二年持高一四石三斗一升三合（うち田六石四斗八合、畑七石九斗五合）の百姓で、家族三人・持馬五疋のほかの下男六人下女一人の年季奉公人を召抱えて、農業のほか材木取引や高利貸を営む豪農であった。天保二年佐藤家は杉板一万三〇九八束（一〇八二両）の出荷をしているが、販売先は江戸間屋（六軒）へ二七六一束（三〇三両）のほか、杉板はほぼ江戸へ向う途中の河岸や間屋に送られ、一部は販売先がはっきりしないまま途中で蓄材されていた。従って、同家の木材は大部分江戸出荷を指して各地に送られていたとみることができる。小中村には佐藤家のほか佐川民三郎家など林産物商人が何人か見られた。

当時の林産物商品化には、藩有林払下げが圧倒的比重を占めていた。藩有林払下げの場合、杉・桧・松等の用材払下げと、薪炭林払下げが重要であったが、藩有林の枯損本や風損木の払下げも年々大量に達した。用材払下げは例え

覚⁽¹⁸⁾

入四間御山ノ内

付候 以上

四月四日

大御山守兼

櫻井惣太夫

四二

右の布達は安政五年（一八五八）那珂郡湊村の山横目櫻井惣太夫から、入四間御立山杉の入札払下げを管下各村に通知したものであり、当時藩有林は一般にのこような形をとって入札払下げがおこなわれていた。⁽¹⁹⁾

藩有林払下げに当っては、その価格決定が当然問題となったが、水戸藩では薪材払下げ価格の基準は江戸問屋の仕切相場におかれていた。八田組郡宰石川儀兵衛は享和二年山林行政について各種の資料を「手控」としてまとめているが、払下価格については藩内各地の事情を詳しく分析したうえ「御立山懸り手代此意ニ通セステ入札極候へハ大体ハ損多」⁽²⁰⁾くなると警告して、つぎのように述べている。

江戸、真木問屋仕切相場見合、左ニ大凶ヲ記ス。時ニ高下アリテ江戸相場ニ随ヒ御立山松雑木入札直段高下アリ。兼テ可心得事（傍点引用者）

石川は右の指摘につづけて赤松・榎木・雑木の三種について、寛政九年三月の江戸薪問屋の仕切値段を詳しく紹介している。石川によれば、領内各地の藩有林から払下げられる薪材は、山林の地質や搬出条件によって大きく変化することになるが、全体としてみれば江戸問屋の仕切価格を基準としなければならないとしている。木材についても事情は共通していたと考えられるし、寺社林・分附山でも同様であったろう。

幕末になると林産物の江戸出荷は一段とすすみ、さらに農村内部においても林産物の商品化は進行するから、江戸問屋の仕切価格で中央・地方の林産物価格がきまる流通機構に大きな変化が現われる。地方に簇生する林産物取扱商人の動向のなかに、右の事情は明らかに反映されている。つぎに掲げる幾つかの史料は直接水戸藩に関するものでは

ないが、常総地方における天保以降の事情を示すものとして貴重である。最初に掲げるのは天保五年鬼怒川中流域の材木商人達が作成した「議定連名帳」である。ここから幕末における林産物流通についての新しい動向を、明らかに読みとることができる。

定^(四)

- 一 従御公儀様被仰出御法度之趣、堅相守可申候事
- 一 材木買方の義は、相場違押仕間敷候事
- 一 筏運賃之儀、前々之通組合一統之割合を以、賃錢相渡可申事
- 一 筏乗不届成有之候はば、組合之荷物決て相渡申間敷候
- 一 江戸問屋之儀積送荷物難心得儀有之候はば、菅人にて延引問屋えは組合之荷物積送間敷候事
- 付リ 荷物之義存之外下直に売捌、仕切金差出し候はば、其仲間方迄為致案内見届け可申筈、且左の名前と極印と相違有之荷物、狼に請候問屋え一統積送申間敷候
- 一 仲間入無之商人荷物、筏乗請取候もの仲間之荷物相渡申間敷候
- 一 洪水之節、流失は不及申、惣て印有之もの狼に買取申間敷候、縦無印にて難心得義有之候はば、決て買取申間敷候

一 買方之儀……買雜買仕間敷候事

一 木挽其外諸職不限召仕候もの共引負等有之、無謂仲間内え立入渡世いたし候者召仕不致候筈（以下略）
右の「議定連名帳」には結城郡上山川村をはじめ林・大木宿・粕礼・関本等鬼怒川中流一四か村の商人三八名が署名していた。参加人の最も多い上山川村では八名、桐ヶ瀬・関本両村が各五名、前川原村四名、大木宿・高崎両村が

各三名、一々二名が八か村となっていた。仲間議定はこれら材木商が江戸出荷のため、材木買入・加工・運送・販売等共通に当面する諸問題について、相互に協力して営業の發展を図っている。議定では営業上の重要問題については網羅し、非常に整理されたものとなっている。おそらくこのような協定は、天保五年以前から何度か繰り返えされ、長期にわたる江戸出荷の経験をふまえて、このように整備された「連名帳」作成に立ち至ったものと考えられる。出荷商人達は、まず買入に当って相互のぬげがけを慎むとともに、洪水の際の流失材や不正取引の危険のある無印木材の買取に慎重を期し、さらに買や雑買を相互に自粛することを約束している。木挽をはじめ諸職人の使用に当っても仲間商人相互の権利侵害を防止するとともに、材木運搬に当っては筏乗の不正防止のため共同の対策をたてている。江戸問屋との関係は特に重視され、出荷商人の利益に反する仕切勘定や支払遅延については、一人の出荷人に対する不当行為であっても、仲間全員の出荷停止をもってこれに抵抗することを約束している。また、仲間外商人の江戸出荷を抑えてこの地域の木材出荷を独占するため、仲間外商人の筏輸送を抑え、もし筏乗が仲間外商人の筏を運搬すれば、以後その筏乗を仲間の筏には乗せないことをとりきめている。

上山川村を中心とした鬼怒川流域の出荷商人は、このような組織をもつことによって、経営安定と發展を目指したが、その重点を江戸問屋との取引において、組織的に行動した。ここには享和年間水戸藩の郡奉行が予定した、江戸問屋の仕切勘定を一方的に受け入れて、産地の営業方針をきめる姿勢は見られない。彼等は江戸問屋との交渉において対等の取引を目指す姿勢をはっきりとのぞかせていることに、注目しておかねばならない。他面で彼等は産地で仲間外商人の営業にも規制を加え、彼等から筏運送の便を奪うことよって、仲間外商人の彼等のもとへの従属化を図り、江戸出荷商人としての特権を独占する立場に固執している。出荷人達はこの地域の豪農層を頂点として、その指導のもとに団結していた。彼等は一方で江戸問屋に対する地位向上をはかりながら、他面で農村における自由な商品

流通に一定の枠をはめ、自らの特権を維持しようとしていた。「連名帳」の署名者には上山川村の豪農岩岡儀左衛門や会沢金五郎の名もみられ、出荷人が豪農に指導されていたことを示している。岩岡家は代々上山川村の名主を兼ね、文化年間一三石余の持高を示していたが、農業経営のほか材木・薪炭の江戸出荷や高利貸を兼ねていた。同家の経営面積は天保一二年二町四反六畝余となっており、幕末まで経営面積を拡大していた。会沢家は岩岡家よりやや劣る持高であったが、天保年間には醤油醸造と質屋を兼ねていた。⁽²⁾

第二に猿島郡辺田村の豪農中山元成家の事例についてみよう。同家も幕末から明治初年にかけて、この地域から材木や薪炭を江戸へ出荷していた。中山家は文政八年七五石六斗の持高を示し、辺田村では隔絶する地位を占めていた。宝暦六年から天保九年にかけて村外で一五件一七八町余の山林を購入し、近隣にも名の知られた豪農であった。⁽²⁾同家は古くから材木商を営んだばかりでなく、宝暦年間からは酒造業も兼ねていた。文政八年には酒造業を廃して、新たに製茶業をおこす。山城地方からすんだ技術者を招いてその指導をうけ、火力乾燥による製茶をはじめ、この地方の茶業振興に大きく貢献するが、同家も幕末から明治三〇年代にかけては、大規模な製茶業を経営した。林産物の江戸出荷については詳しい史料をえないが、弘化三、四年の江戸出荷分については、取引状態を整理した帳簿がみられる。いま、弘化三年江戸出荷分について示せば第二表のとおりである。

中山家では弘化三年自己の所有林からの伐採分約三〇両を含めて二二六両余の仕入をおこなっているが、このうち直接立木を買入れて伐採した分が六口約一二〇両に達する。七五両余が薪又は木材として加工されたものの買入れである。おそらく近隣の仲買商からの仕入分と考えられる。これらの仕入品販売のため、中山家では正月から四月にかけて五回江戸へ登っている。販売額は総額三五一両余に達するが、そのうち材木二〇二両余と薪一四二両が江戸へ出荷され、松葉その他七両一分余が近隣農民に販売されていた。この取引で中山家が直接入手した利潤は一二両二分余

第2表 中山家の林産物取引(弘化3年)

仕入関係	販売関係
立山買入六口 百廿七兩貳分	本所下統屋儀助 拾九兩一分 九匁五分四厘
持山手伐分 廿九兩貳分	" 広田屋惣七 五兩一分 八匁二分二厘
出来高買入 七拾五兩	浅草山ノ宿 錢 万屋甚八 拾六兩貳分 四八四文
仕切分 金貳百廿六兩 百四拾九分	本所万屋五兵衛 拾四兩貳分貳朱 一〇六一文
護雜費 廿七兩 九匁拾壹文	" 下統屋熊藏 六兩 四匁六分一厘
諸人用 九拾壹兩貳分貳朱 七百四文	" 太田屋 九兩一分貳朱 六四五文
だちん、皮むき 松詰	" 福田屋 拾七兩一分貳朱 八〇七文
元代金 金三百三拾八兩三分	" 岩瀬屋 拾九兩 一匁四分一厘
並人用共 九百五拾貳文	浅草花川戸松屋 三拾九兩一分 二匁二分一厘 四兵衛 百四拾貳兩 百貳拾四文
差引改 金 ノ利潤金 拾貳兩貳分 錢七百三拾七分	材木方 本所山形屋 五兩 又右衛門 三匁五分五厘
外ニ利入 (櫛店即) 貳拾貳兩三分貳朱 五百七拾貳文	相生町万屋 拾兩壹分貳朱 五兵衛 貳拾壹匁
全年ノ山方利潤 金三拾五兩貳分ト 錢五百七文	浅草山宿万屋 拾貳兩貳分 拾壹匁八分五厘 甚八
	本所柳原炭屋 百三拾三兩 嘉兵衛 四匁壹分
	木場柳原 四拾兩 与右衛門 三匁壹分六厘 貳百貳兩 一分六厘
	小賣高 七兩一分 松葉其外 一五四八文 二百五拾壹兩 一二四文

注 1. 弘化三年午春「山方諸調帳」より作成。
2. 販売の前半は特に断らないが前後の關係から新と判断される。

で、ほかに約二三両の収入(棚店卸分)もあって、全体で三五両二分余の林業収入をえていた。所有林の伐採は弘化四年にも三〇両三分余を計上しているから、年々約三〇両の伐採収入があったと考えられる。江戸市場では材木を五店、薪を九店に販売している。このうち二店が重複しているので、合計一二店との取引となっている。取引額は店によって大小様々であり、特に材木の取引額は相手によって差がいちじるしい。大部分が江戸問屋との取引であったと判断されるが、中山家では特定の江戸問屋への従属関係は見られない。

弘化三年幕府の隠密廻の風聞書も、北関東地域から江戸へ送られる材木が、江戸問屋の統制下では出荷されず、しばしば産地商人の利害によって、出荷が調整されていることを伝えている。その出荷地域として常州水戸辺と下総川付之場所が野州日光辺・上州辺とともにあげられている。²⁴⁾常州から送られる木材については、葛西新川筋の筏宿で江戸市中の材木の需給状態を調節するため荷物をおさえておくので、市中から仲買人や大工がこの筏宿まで出掛けて値段をせりあげる結果となり、在方荷主の立場がいちじるしく有利となっていた。このような事情を背景に、鹿島郡神取(神宿)村与兵衛は「当時山方伐出し六、七月(前年か)頃迄に千両余之品差出候」と伝えられ、当ヶ崎村の八右衛門・善三郎も「此もの共正月十八日夕二月廿四日迄高瀬舟式拾式艘積出し、猶追々積出し候由」という活発な出荷がつづいている。串引村の庄三郎・兵内・八尾作の三人も同様二〇艘の出荷をおこない、さらにつづいて小川村茂作衛門・長左衛門、高崎村甚五兵衛・甚兵衛・半助、八木村儀助、高浜村八郎兵衛・吉兵衛・伝右衛門・桂次郎、竜ヶ崎村伊三郎、土浦町伝右衛門・庄助等一三人で高瀬舟六〇艘の出荷をおこない、弘化四年四月にも「猶追々差出候よし」といった活動が伝えられる。嘉永三年三月にも江戸大火のあとをうけて、木材が殊更払底しているにもかかわらず、産地では直段上昇を見込んで「山方におみて伐出方差控え其度に直相増聞濟遣候上に而追々入津致」すといった操作もおこなわれていることが、町奉行から報告されている。²⁵⁾ここでは江戸問屋の市場支配の構造は大きくくずれ、

しばしば産地商人が江戸市場の木材価格を操作している事情がうかがわれる。

幕末になって産地商人の活動が目立つようになったとき、水戸藩では藩当局の側に注目すべき対応がみられた。天保改革の株仲間解放によって産地商人の江戸出荷が自由になった反面、売上代金の回収をめぐるしばしば江戸問屋と産地商人の間に混乱を生じ、産地商人が窮地に立たされる事件が続出した。このため、藩当局が市場に介入しようという動きが、水戸藩天保改革の挫折後藩政に復帰した保守派を中心にみられたのである。水戸藩では弘化三年五月、つぎのような指示を広く領内に布達した。

御国産物仕法大意⁽⁸⁾

近年御府内問屋御止ニ相成、諸国々指出候売荷勝手次第捌候様ニ御改正被仰出、已来仕切金滞等出来御国産物類捌方都而融通不宜荷主共及難儀ニ由相聞、随而御領中之哀微ニ相成候儀ニ付、荷主共御救之為此度公辺へ御達之上、是迄御府内へ差出来候売荷之分本所於御石場為御捌ニ相成、取扱方左之通り（以下略）

株仲間解放によって領内産物を自由に江戸出荷できるようになったが、他面では仲間規制がなくなったため代金回収に産地商人が苦勞するようになった。水戸藩ではその対策として石場会所を拡充し、幕府の許可をえたとえ、これまで自由に江戸へ送っていた領内産物をすべて会所を通じて市中に販売するようにしたいというのが布達の要旨であった。これまで混乱した売上商品の代金回収については藩が責任をもってこれに当る方針も明らかにした。保守派としてはこの機会に領内産物の江戸出荷に関与して、流通市場を掌握するとともに、ここから一定額の財政収入を手しようとして企図したように見える。藩当局はそれだけこの事業に期するところがあつたらしく、「只今迄江戸荷出之分左右之通御主法被極候条是迄取引残り店々へハ其旨相改於会所致荷受候様荷主共ハ厚ク申談」として、これまで江戸の出荷先ともっていた関係は荷主の責任で整理をしようえ、以後領内産物はすべて江戸会所へ出荷するよう命令し

た。しかも、このような藩の出荷命令に従わず「万一洩荷致候趣於相聞ハ可為曲事」として、処分も辞さない強硬方針をも示していた。

林産物については、「炭薪之儀ハ小梅於物揚所ニ而御捌ニ相成」る新方針を示したが、板材木類については魚類とともに当分の間会所では扱わないから、従来通りの出荷をしてよいという方針を示した。

右の布達に対しては領内各地から様々の反応があったらしく、久慈郡太田村では惣役人の名をもって材木・紙・氷菓蕪の取引について、従来江戸問屋から与えられていた前貸金融通が新仕法で保障されなければ、江戸出荷に差支える旨の反対意見が提出されていた。各地から同様の反対意見や疑問が相次いだためであろう、藩では会所開設の強行を逡巡し、九月開業の直前になって「只今迄荷出到来候店々江も指出候儀可為勝手次第事」という一項を加え、事实上会所拡充策を放棄して、形式だけの開業にふみきった。

弘化四年四月になると、これまで実施の見送られていた木材についても、新たに会所を開設する方針をきめ、つぎのような布達を配布した。

以書附申触候⁽⁷⁾

神田紺屋町

伊勢屋 藤兵衛

深川藤橋町

榛原屋 安五郎

御国産為御引立之江戸本所御石場内江会所御取立為御捌相成候内江戸荷出板材木類之儀ハ御石場外ニ而捌所御取立相成候節相触置候所右両人江会所御取立此節引受取捌候……尤右両人近々罷下荷主共へ相廻り御扱候条其旨相心

林産物商品化と在郷商人層の抬頭——木戸田

得可申候

五〇

但口銭之儀ハ是迄之間屋へ指出シ定之内式分方相引荷主ガ出シ元取之者へ被下置候

一 右ニ付而ハ為替付候荷物ハ不及申荷着之上前借或ハ前金並山方伐出入用金不足等之儀荷主ガ申出候ハハ右商人

方ニ而取調之上指支無之様貸遣可申候(以下略)

弘化四年からは板材木についても、石場とは別な場所ではあるが会所が開設されることになった。江戸商人二人が会所運営の責任者として任命されたが、彼等は従来江戸間屋が産地商人に与えていた融資をおこなうことにしたばかりでなく、会所手数料を従来の間屋口銭より二分引下げて取扱うというおまけまでついていた。前年の追加布達はこのでも継承され「間屋へ指出候儀モ勝手次第之事」という一項が附加されていた。従って、材木や薪炭の江戸出荷について、結果としては大きな変化はなく、そのうえ口銭引下げまでおこなって、妙味の少ない会所運営となったから、藩当局としては当初の計画から大きく後退することになった。保守派の要人は会所拡充期に石場会所附近の小料理屋で、会所出入の商人達としばしば会合を重ね、或は特権商人達の要求を聞いたと伝えられる。また水戸藩では新仕法布達に先立ってその管理機構を変更して、改革前の制度にもどしたが、この変更について徳川齊昭は「石場の管理を目付の支配下においては『山仕事』(儲け仕事)が自由に出来ないからだ」と批評したことから、会所制度拡充が財政収入又は収賄を目的としていたことは明らかである。いずれにしても、このような規制強化は産地商人の活動を阻害することになり、強い抵抗を誘発することになった。結局保守派は形だけの会所拡充に終り、産地商人の江戸出荷の統制を諦めて、従来の実績を認めざるをえなかった。林産品江戸出荷を含めて、ここでも在郷商人の力強い抬頭がみられた。

(1) 前掲「調査資料(水戸藩第一号)」

- (2) 前掲「国用秘録」卷之三
- (3) 拙稿「共同体崩壊要因としての商品流通」(『共同体の史的考察』日本評論社)。当時城下町の材木町は下町材木町のほか新舟渡と上町の木町が三材木町であったと考えられる(『水府地理温古録』、『茨城県史料—近世政治編』所収・『新編常陸国誌』)。
- (4)(5)(6) 「与聞小識」十
- (7) 『水戸市史』中巻(四六—五六頁)
- (8)(9)(10) 前掲「調査資料」(水戸藩第三・四号)
- (11) 前掲「調査資料」(水戸藩第一号)、橘松寿前掲論文。なお、「調査資料」では文化年間になって半納制が免除されたとされている。
- (12) 前掲「清慎録」
- (13) 前掲「国用秘録」卷之三
- (14) 「太田村御用留」(寛政十三年)
- (15) 前掲「調査資料」(水戸藩第一号)
- (16) 前掲「林制史資料」一一四頁
- (17) 佐藤家および小中村の史料については、青木昭氏の調査にもとづく御教示によっている。
- (18) 前掲「調査資料」(水戸藩第一号)
- (19) 「井関村御用留(安政四年正月)」(石岡市立図書館所蔵)には、この地方の薪炭林払下げと枯損・風損木の入札払下げについて、多数の事例が見られる。
- (20) 前掲「調査資料」(水戸藩第一号)「なお、江戸の新聞屋もこの仕切価格を「天然相場」とよんでいた。
- (21) 『結城市史』第二卷四四二頁
- (22) 岩岡・会沢両家の経営については『結城市史』第五卷八五五—八八〇頁
- (23) 中山家史料については、すべて岩井市辺田中山全寿氏所蔵史料によっている。なお、同家の経営については拙稿「豪農経営の推移」(『茨城県農業史』第一卷第一編第四章第二節)を参照されたい。
- (24)(25) 「諸色調類集」(国立国会図書館所蔵)
- (26)(27) 「太田村御用留(弘化三・四年)」

IV 江戸薪問屋との抗争にみる在郷商人層の活動

林産物の商品化が進行する過程で、各地に豪農や富農の江戸出荷商人が、簡単な加工業を兼ねながら在郷商人として抬頭した。当時在郷商人には各地の特産物取扱商人や醸造家・衣類商人・高利貸等を兼ねるものが多く、林産物取扱商人が特別目立った存在ではなかった。⁽¹⁾ だから、林産物特に薪の江戸出荷商人の活動も、当時としては特別の事例ではなく、在郷商人の一般的な事例と考えることができよう。

結城地方では、天保五年豪農層を中心として材木の江戸出荷商人が「議定連名簿」を作成しているが、常陸地方の材木商人も弘化・嘉永年間には江戸問屋の規制をこえて、活発な営業をおこなっていた。これらの在郷商人は江戸問屋の仕切価格とは別に産地の事情を主張するようになり、両者の主張はしばしば対立することもあった。このような産地商人の立場を一層強力に主張する事件が、安政二年（一八五五）一〇月江戸大地震後の、江戸出荷薪の代金決済をめぐる江戸問屋と常州出荷商人との間でおこった。

事件は安政三年三月常州信太郡上嶋津村名主惣右衛門を代表として、霞ヶ浦沿岸一六か村二一名の農民が江戸の奥川筋薪問屋一〇〇軒の代表として、本所柳原町一丁目重郎兵衛店半七外三人を勘定奉行所へ訴え、前年一〇月の大地震前に惣右衛門等が送った薪代金の支払を求めたことにはじまる。⁽²⁾ 訴えによれば、江戸の問屋達は、従来仕切代金の六、七分を問屋口銭として受取っていたのを、天保改革の過程で一躍一割に引上げたにもかかわらず、近年江戸問屋の荷主に対する不実が目立っている。問屋達は口銭引上げに当って、荷主から依頼をうけた薪荷物の販売については、今後売捌の帳面まで荷主に見せて正路の取引をおこなうという約束であったにもかかわらず、その約束履行は口銭

引上げ後の一兩年だけに終わっている。近年は薪荷物が入船すると、問屋は勝手にこれを売捌いたうえ、帳面は荷主に一切見せなくなってしまう。そのうえ安政二年には暮中に仕切勘定〓代金決済をおこなう従来の慣行のところ、地震のあと片付けが取込んでいるということで、決済を春に延期してしまった。問屋達は仕切勘定の延期に当って、決して荷主へ迷惑をかけないということであったので、荷主側も素直に延期に同意したのであったが、春になるとまるで事情が変わってしまった。仕切勘定をうけるため荷主が江戸へ登ってみると、さきの問屋口銭一割負担のほかに、地震前の江戸入津薪については流失分としてさらに一割の値引きをしたうえ、類焼に会った五軒の問屋については、さらに二割から三割の値引が要求された。荷主達がこれらの値引を承認しなければ、問屋は代金決済に応じないという張札が各問屋の店頭に張り出され、この条件以外での交渉には応じなかった。惣右衛門等は問屋の代表半七他三人と交渉を重ねたが、半七等は「一旦仲間議定をもって下札したことであり、今変更は難しい」との主張を繰返して、容易に交渉に応ずる態度を示さなかった。惣右衛門等もここまできては対応策を失い、勘定奉行所へ「乍恐以書付御訴訟奉申上候」と訴え、「相手のもの共一同被召出逸々御吟味之上是迄定式請取来口銭之外此度新規忝割引」その他の条件をつけず、速に仕切勘定をすますよう、問屋側に命令して戴きたいと願ひ出た。

訴えをうけた奉行所では四月二五日問屋側に対し、荷主側の訴状を示し、問屋側としての申開きがあれば速にその意見を提出するように指示した。問屋側は早速五月一日付をもって返答書を提出した。彼等は天保改革を契機とする口銭引上げ問題には一切答えず、地震による被害処理の問題についてのみ返答した。川辺問屋のうち常州筋から送られる薪荷物を取扱っている問屋は当時江戸では約一〇〇軒に達し、奥川筋薪問屋と称している。従来奥川筋の薪荷物は夏から秋にかけて産地から多分に送られ、問屋側ではその代金の一部を六、七月に内金として支払ったうえ、毎年一〇月から一二月の需要期の高い価格で仕切勘定をするので、荷主にとって有利な勘定になっている。去年一〇月地

震の際には河岸置場に積んでおいた薪が散乱し、さらにこれが多分に流失してしまった。止むなく問屋側も年来の取引先であるということで、地震前の入津薪について問屋口銭のほかに一割引ということで勘弁してもらった。問屋側はこれで山方一統の理解が得られたと判断していたが、三〇〇人程の荷主のうち惣右衛門等二人の荷主だけがこれに不承知で、流紛失の木数を調査せよなどと難題を申立てるので大変困っている。すでに多数の荷主は勘弁してくれているので、惣右衛門達には奉行所から、右のような問屋側の方針を了承するよう説得方を御願致したいというのが返答の要旨であり、市場支配者としての旧来の強い態度をのぞかせていた。

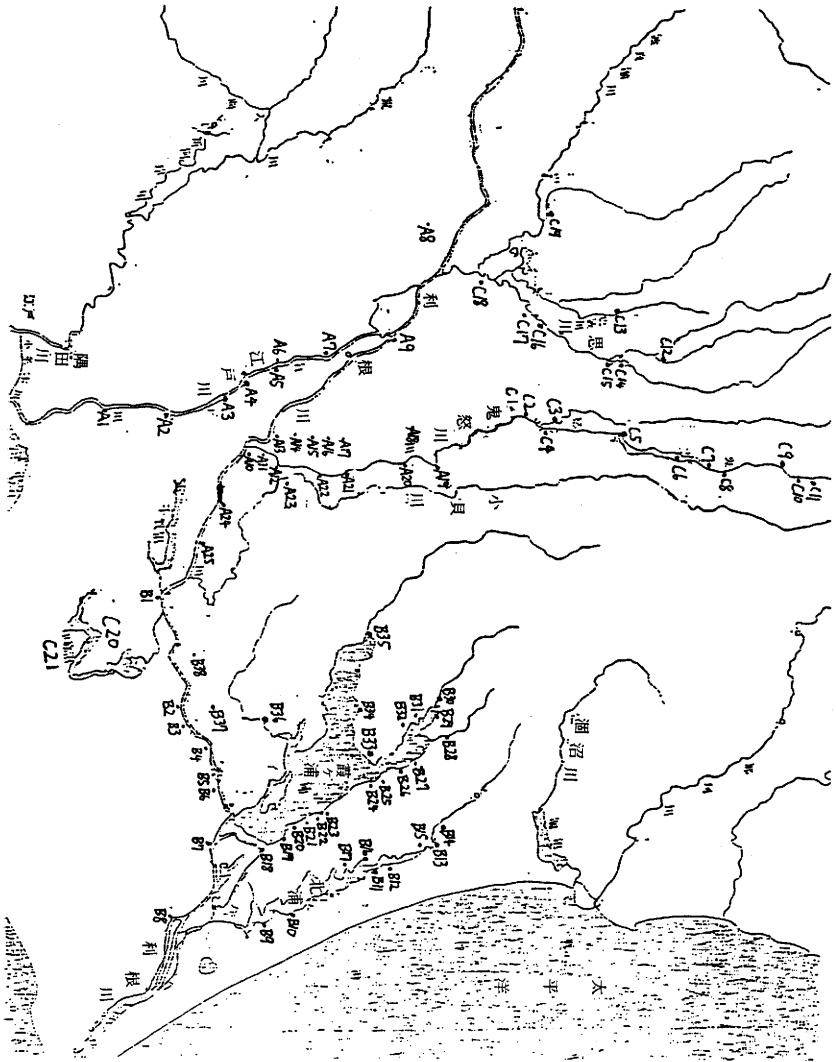
大地震による被害負担をめぐって、江戸問屋と霞ヶ浦沿岸の荷主達の主張が鋭く対立したため、町奉行は両者の事情について諸色掛名主達に調査を命じた。名主達はその調果結果を勘定奉行宛に提出しているが、両者の対立はかなり複雑な関係にあった。そのうえ、当初惣右衛門等二人の荷主が訴訟をおこしたとき、これを傍観していた水戸藩新治郡井関村百姓常吉等八人も、あとからこれに加ったから荷主達の立場は一段と強くなった。調査によれば奥川筋薪問屋へ荷物を送った河岸は、第三番表および第一図にみるような常・総・野三国にわたって八九河岸を数えた。訴訟の中心となった常陸では霞ヶ浦・北浦沿岸の三二河岸から江戸出荷がおこなわれていたが、当時常陸には薪荷主として仲間に加わっているものが三〇〇〇人を数え、このうち八〇〇〇人が江戸問屋へ出荷していたと伝えられる。第一図には位置を確認できなかったため図示しえない五河岸がおちているが、これら八九河岸から江戸へ送られる薪は大別して三種の方法で仕切勘定がおこなわれた。第一は江戸川沿岸の松戸・流山河岸をはじめとし、比較的江戸市場に便利な二七河岸（うち下総二一河岸・下野六河岸）から送られた薪代金の決済方法であり、出荷薪の江戸入津時の相場をもって出荷の都度問屋が荷主に仕切勘定をおこなっていた。第二は霞ヶ浦・北浦沿岸を中心とし、これに接続した利根川沿岸の四〇河岸（常陸三一河岸・下総九河岸）から送られた薪の決済方法である。この地域から送られた

第3表 奥川筋薪を出荷する河岸と江戸問屋における仕切勘定の型

A 江戸人津の都度仕切勘定をおこなう河岸	B 10~12月の相場で1年分の仕切勘定をおこなう河岸	C A,B2つの方法を併用する河岸	
A 1 松戸河岸	B 1 木嵐河岸	B30 高浜河岸	C 1 山川河岸
A 2 流山河岸	B 2 安西河岸	B31 石川河岸	C 2 中村河岸
A 3 今上河岸	B 3 源太河岸	B32 八木河岸	C 3 久保田河岸
A 4 野田河岸	B 4 松崎河岸	B33 田伏河岸	C 4 女方岸
A 5 岩名河岸	B 5 幸崎河岸	B34 赤塚河岸	C 5 吉田河岸
A 6 金井河岸	B 6 郡河岸	B35 土浦河岸	C 6 大沼河岸
A 7 宝珠花河岸	B 7 佐原河岸	B36 江戸崎河岸	C 7 蓼沼河岸
A 8 三俣河岸	B 8 小見川河岸	B37 伊佐津河岸	C 8 石法寺河岸
A 9 堺河岸	B 9 檜毛河岸	B38 幸谷河岸	C 9 石井河岸
A10 守谷河岸	B10 梶山河岸		C10 道場河岸
A11 大木河岸	B11 安塚河岸		C11 板戸河岸
A12 新宿河岸	B12 畑田河岸		C12 壬生河岸
A13 板戸井河岸	B13 鉢田河岸		C13 栃木河岸
A14 菅生河岸	B14 当ヶ崎河岸		C14 半田河岸
A15 大塚戸河岸	B15 串挽河岸		C15 嶋田河岸
A16 神田山河岸	B16 帆津倉河岸		C16 乙女河岸
A17 幸田河岸	B17 武田河岸		C17 友沼河岸
A18 崎房河岸	B18 牛堀河岸		C18 古河河岸
A19 宗道河岸	B19 麻生河岸		C19 佐野河岸
A20 石下河岸	B20 嶋並河岸		C20 印西辺
A21 中妻河岸	B21 橋門河岸		C21 佐倉辺
A22 水海道河岸	B22 船子河岸		
A23 寺畑河岸	B23 井上河岸		
A24 戸頭河岸	B24 手賀河岸		
A25 取手河岸	B25 玉造河岸		
・不明河岸	B26 八木蔦河岸		
高山谷河岸	B27 羽生河岸	・不明河岸	・不明河岸
長谷川河岸	B28 小川河岸	谷貝河岸	三木河岸
	B29 高崎河岸	三津谷河岸	

注 前掲「市中取締続類集—諸家国産之部 第四ノ下」より作成、第1図も同じ

第1図 常総地方の新出河岸



薪は毎年三月上旬から七月中旬迄の江戸入津分については、樗薪一万束について運賃として五両から七両二分および内金として一〇両（松薪についてはこれに準ずる価格）が六月下旬から七月中旬にかけて常陸・下総の薪荷主達が相模の大山寺に参詣する途次、江戸問屋にたちよって止宿した際に支払われ、残金はその後の出荷分を含めて一〇月から一二月にかけての江戸市場の相場を基準として年末に決済された。年間の出荷薪は一〇月から一二月にかけての需要期の価格で決済されたから、荷主にとって有利な側面もあったが、他面では長期にわたって代金決済がおこなわれないという不利な側面もあった。第三の決済方法は前二者の方法を混用する地域で、鬼怒川沿岸と利根川中流の二二河岸（下野一六河岸・下総五河岸・常陸一河岸）がこれに属した。

奥川筋から出荷される薪は、大別すると以上三種の方法で決済されたが、これらの決済方法は同時に地域的にも一定のまとまりをもっていた。第一の地域は江戸市場に比較的便利な場所にあり、歴史的にも江戸市場との接触が早くからはじまっていた地域であり、最も合理的な決済方法がとられていた。これに対して第二地域は利根川を遠路さかのぼる不便さから、江戸市場への進出がおくれ、決済方法も古い形式を強く残していた。第三地域は両者の中間に位置する地域であったと考えられる。安政二年大地震で江戸問屋が大きな被害をうけたときも、第一地域では仕切勘定について大きな問題がおこる可能性は殆どなかった。これに対し第二地域では事情が大きく異なり、さらに取引形態の古さが江戸問屋の主張を強く出させる結果ともなった。

しかし、訴訟に当たった常陸地方の荷主達は極めて強硬な態度をとっていた。荷主達は地震後江戸に登って被害の程度をほぼ調査していたから、問屋側の申入れを容易にうけ入れようとしなかった。さらに荷主達は、もし問屋側が主張するように被害が甚大であったなら、彼等がさきに支払延期を申入れたときに、被害の事情についても説明すべきであったのに、そのときは「品能申延置、当節ニ至リ仲間掟杯ト申」して支払を拒絶するとは納得できないとして、

態度を硬化させた。惣右衛門等のこのような態度に水戸藩四か村農民八名も刺戟されて訴訟に加わったから、荷主側の態度はより強硬となったが、問屋側では逆に内部分裂のきざしをみせ、訴訟の内容をより複雑とした。五月問屋側の事情を調査した報告書によれば、常州から出荷される薪を荷受けする問屋のなかにも、山方薪荷主から出店していたものは一一軒を数え、さらにそのほかに常州薪荷主から養子を迎えたり、近縁関係にあった問屋が五軒もあったから、これら一六軒の問屋が陰に陽に荷主と結んで、問屋側の結束をみだしていた。両者の間を調停した勘定奉行は、七月問屋側の一割引の要求を五分引に引下げることによって荷主の同調を求めたが、荷主達はこれに応じなかった。問屋側は逆に態度を軟化させ、ひたすら奉行所の荷主説得に期待をかける態度に変化した。問屋側にはさらに深刻な内部対立があったらしく、八月三日には川辺炭薪問屋一七軒が本所林町四丁目吉衛門代理米吉を代表として、本所柳原二丁目長十郎と同所菊川町一丁目三六の二軒の問屋の営業停止を求める訴訟をおこすにいたった。訴えられた二人は前述江戸出店一一軒のなかの二軒であった。訴訟の事情は勘定奉行からの依頼で調査に当たった諸品掛名主達の報告ではつぎのようになっている。即ち、長十郎は常州新治郡岩坪村薪荷主長十の倅で、二〇年以前同人の兄に当る先代長十郎が本所菊川町二丁目へ出店して奥川薪の取扱をはじめた。その後天保一四年に当所へ地所を買求めて店を移したが、先代長十郎が病死したため弟が兄のあとをつぎ、長十郎を襲名して薪問屋をつづけていた。在方荷主達の中には長十郎が開店してから、旧来の問屋との取引をやめ、長十郎店と取引するものが多くなった。三六も新治郡高久村百姓吉衛門の倅である。吉衛門は大量の江戸出荷をおこなう薪荷主であり、五年前本所花町へ倅三六を出店させ、さらに安政元年菊川町一丁目へ転居して営業をつづけている。これら二軒の問屋は常州一六か村の薪荷主や水戸藩四か村荷主の売場同様になっており、常州薪荷主と特別深い関係にあった前述一六軒の江戸問屋の中心となっていた。彼等がかねがね常州薪荷主の利益を代弁し、できるだけ高値に仕切るよう振舞ったため、薪値段も段々高値となり、

これがひいては諸色値段をせり上げる結果ともなっていた。元来、嘉永四年株仲間再興は諸色値段の引下げを目的としていたものであった。それにもかかわらず長十郎・三六の両人は新荷主の出売場同様に心得、江戸表における問屋仕切値段をできるだけ高く引上げて、国元荷主の利益を図っており、これがまた前記一六店の高値仕切となつてしまつた。荷主達は本仕切の時節になると、長十郎・三六両店の高値の仕切勘定をもつて他の新問屋を訪れて両店の仕切書を示し、「天然相場」での仕切のできないようにしてしまつた。ほかの問屋達が「市中相当の天然相場」での仕切をしようとする、荷主達は国元へ帰り「荷主一統ニ荷送り差留」る姿勢を示したから、自然と長十郎・三六両人の仕切相場が江戸問屋の相場を引上げる結果となり、株仲間再興の趣旨にもそむく結果となり、また江戸問屋の結束をみだすことになつた。その結果常州荷主と「所縁無之者は家業追々衰微致候」といった状態さえ現われるに至つてゐる。このたびの常州新荷主達の訴訟も、両人が「震損之節格別之義も無之」などと荷主へふれまわり、自分達への出荷を集中しようと企んだ結果、「荷主共人氣騒立御訴訟等ニ相成、問屋共一統難渡仕」る結果となつてしまつた。このような事情で一七人問屋も難儀するようになってゐる。以上が諸品掛名主達の報告書の要旨であり、一七軒の問屋は長十郎・三六両人の営業停止を強く訴えていたが、この事件はその後どのような経過を辿つたか明らかでない。

上嶋津村惣右衛門等から提出された訴訟は、安政三年一〇月荷主と問屋の間で妥協が成立し、これが勘定奉行宛に報告されている。結局、荷主は天保改革以来の問屋口銭はそのままとし、大地震による被害については一率一割引の問屋側の要求はこれを撤回して、問屋と荷主が個別的に話合つて割引額をきめることにした。類焼に遇つた問屋についても、実際の被害状況に応じて一割乃至二割五分引とすることで話がまとまつた。江戸問屋が当初もちだした条件に比べると、いちじるしく荷主側に有利な解決となつたが、さらに今後の仕切勘定についても新荷物の江戸入津の都度、その時々々の相場で仕切勘定がおこなわれることになり、訴訟は荷主側の大きな勝利をもつて終つた。

安政三年三月からはじまった訴訟事件は、常州薪荷主の勝利をもって終ったが、勝利への道は必ずしも坦々たるものではなかった。町奉行の指示で事情を調査した報告書は、地震による江戸問屋の被害は深刻であり、「置場に囲置候荷物皆無様も有之、凡荷嵩之五六割通者失ひ候に付、荷主問屋と半々損又者三割之損失を荷主勘弁致候共不当之義者相聞不申候」という主張をするばかりでなく、安政元年一月東海大道地震の際には掛川・荒井両宿での津浪被害に当って、飛脚問屋が預り物の弁償をしなかった事例や、翌年三月の江戸大火で質屋は質代金損、置主は品物代損となつて二者「痛分」となつた事例まで紹介していた。さらに薪の仕切価格について、旧来の価格決定の方式を死守しようともしていた。彼等は株仲間再興後の幕府権力を背景として、旧来の仕切値段が荷主にとつても有利であることを主張したばかりでなく、訴訟の調査に當つた諸色掛名主さえ、この仕切価格を「天然相場」と認め、長十郎・三六等が在方荷主に有利な仕切をしたことについて、「天然相場」をみだす行為ときめつけていた。しかし、山方荷主達は長十郎・三六をはじめ十数名の常州からの出店者や近縁者を仲間にくみ込んで、江戸問屋に圧力をかけた。幕末の在方荷主がこのような立場に立ちえたのは、当時常総地方に広汎に展開していた小ブルジョア経済が、価格決定の基準を生産費におく経済原則を基礎として、その実現を江戸問屋に強く要求しうるようになったためである。安政三年訴訟に立ち上つた惣右衛門等二一人の農民についてみると、少くとも名主が五人、組頭が二人、百姓代が一人の合計八人の村吏層が含まれていることを確認しうる。あとから訴訟に加わつた水戸領農民八人のなかにも組頭一人が名を連ねている。新治郡井関村ではこの訴訟に四人の農民が参加しているが、その一人直藏は安政三年大地震による藩邸破損の修費として一〇両の献納を庄屋や四名の農民とともに願出ているから、直藏も井関村では村役人層に準ずる有力農民であつたことは間違ない。従つて薪荷主達も村役人層を頂点とする豪農や富農を中心としており、在地における小ブルジョア層が江戸出荷人の中心となつていたと考えられる。このような判断は別の史料からも裏づけられ

る。安政四年藩有林の払下げについて井関村農民にも入札の機会が与えられ、雑木山四二か所（二四か村）、松林一五か所（一二か村）について、それぞれ入札払下げがおこなわれたが、一部で代金納入が滞り、つぎのような督促がおこなわれている。

覚⁽⁵⁾

田伏村御払山

一金百五拾五両貳朱

宍倉村 真家豊兵衛

青柳村郡境

一金九拾六両銀七匁

井関村 吉衛門

倉敷村原御山

一金百両

// 同人

石川原御山

一金三百三拾六両

三村 判兵衛

右之者共御払代別書之通今以不納甚夕不相濟事ニ候条早速金子調達之上来ル十二日迄ニ御役所へ罷出相納候様屹下可被相達候此段申達候 以上

十二月五日

笹島雄三郎

栗田 兵蔵

田伏村
大御山守 下岡弥三郎

右の史料から明らかなごとく、藩有林は一か所一〇〇両から三五〇両の払下げ価格であり、一人で一、二か所の払下げをうけていた。代金納入に手間どった真家豊兵衛は完倉村の山横目を兼ねた豪農であり、吉衛門・判兵衛についてもこれだけの払下げをうける以上、富農であったと考えられる。彼等は藩有林の払下げや百姓所持林の買請によって、これを材木や薪に加工して江戸問屋へ送ったり、仲間に売渡していた。幕末常陸地方ではこのような林産物取引商人は三〇〇〇人もみられ、うち八〇〇人が江戸出荷商人として活動していた。さらに一部には江戸出店者が現われていたことは前述のとおりである。豪農・富農をはじめ広汎な農民層が林産物取扱商人として常陸地方に簇生し、活発な営業活動に従事していたことが、江戸問屋との訴訟事件に勝利してその支配機構をくずしえた最大の基礎であったと考えられる。

- (1) 私がここで在郷商人層を取扱うとき、小ブルジョア層としての在郷商人層を特に重視している。彼等は単に流通過程において活動するばかりでなく、自らも植林をおこない、買入れた原木に加工して販売している。
- (2) この事件の経過は「市中取締続類集・諸家国産之部第四ノ下」(国立国会図書館蔵)によっている。本節では特に断った場合以外、すべてこの史料からの引用である。
- (3) 江戸出荷主三〇〇〇人というのは過少のように考えられる。後述のとおり諸色掛名主の報告書は、当時常陸には三〇〇〇人の薪仲買と、その中に八〇〇〇人にのぼる江戸出荷人がいたと伝えている。
- (4) 安政三年辰正月「井関村御用留帳」(石岡市立図書館蔵)
- (5) 安政四年巳正月「井関村御用留帳」。なお、右の「御用留帳」には風損木・枯損木についても払下げを告示している。「御用留帳」にみる損木払下げは中折松二三三本(七か村)、枯損松一三七五本(六か村)、中折杉二本(二か村)その他三四本(四か村)で、極く近隣村についてだけ入札がおこなわれている。

V 結 び

これまで私は、江戸時代における林産物商品化の推移と、これをめぐる在郷商人層の抬頭について、常総地方を中心に検討してきた。元禄と享保期を画期として、植林事業を基礎として林産物の商品化はすすんだが、その進行過程でこれを取扱う農村商人もいちじるしく増加した。特に、寛政期以降その傾向は顕著にみられた。これら多数の農村商人は、常総地方では木材や薪炭の江戸出荷に重点をおいていたが、農村でも貧農の薪炭購入が広汎にみられ、農村地域でも林産物の流通は増加した。

寛政期以降農村商人による江戸出荷がすすむなかで、農村商人の江戸問屋との関係にも大きな変化が見られるようになる。有力な在郷商人は自ら江戸に出店して問屋を営む事例が幾つかみられるようになった。武州西川材の産地上名栗村では、豪農町田家が寛政五年江戸浅草花川戸町伊勢屋から問屋株を譲りうけて江戸に出店した経過については、山中清孝氏の論文にみられるとおりであり、⁽¹⁾常総地方でも事情はほぼ共通していた。幕末常総地方の山方荷主の中から江戸出店問屋は一一軒を数え、そのなかで特に山方荷主の便宜を図って問屋仲間の利益を犠牲にしたとして、安政三年奉行所に訴えられた二軒の問屋のうち、長十郎は約二〇年前に新治郡岩坪村の百姓荷主長十の悻悻十郎が江戸に出店した事例であり、⁽²⁾三六は新治郡高久村百姓吉衛門が五年前悻に出店させたものである。吉衛門は「薪荷物大手に商ひ候者」と伝えられるから、⁽²⁾常陸でも薪荷主が江戸出店をしたのは、豪農や富農が多かったと判断される。彼等は江戸出店によって産地と消費地の商況に精通して、活発に営業できたばかりでなく、しばしば産地商人の利益を代表して活動したから、多数の産地商人から強い支持をうけた。従来林産物の価格は江戸問屋の仕切価格を基準として決定され、産地市場は江戸市場に従属していたが、産地商人の江戸進出によって江戸問屋の産地支配の構造は、根

本から揺らぐことになった。問屋が江戸市場を基礎に算出した仕切価格は、これまで「天然価格」として産地市場を圧倒していたが、このような流通組織は再編を強いられ、江戸市場でも産地の経済事情が強く反映されるようになった。在郷商人層の抬頭を林産物市場でも明らかにすることができた。⁽³⁾

しかし、在郷商人層についてみると、その構成は必ずしも簡単ではない。武州上名栗村の町田家に典型的に見られるような村吏Ⅱ豪農の材木商や薪炭商は、常総地方では猿島郡辺田村の中山家や結城郡上山川村岩岡家・会沢家にその例をみることが出来る。水戸藩では久慈郡小中村の佐藤家もほぼこれに該当した。彼等はしばしば庄屋・大庄屋（Ⅱ山横目）として藩林政の末端を担い、さらに広く藩政全般について行政の末端を担い、その代償として各種の特権を与えられていた。例えば中山家の広大な山林集権は大部分関宿藩への貸金の代償として与えられたものであった。⁽⁴⁾このような事情から中山家は関宿藩と特別の關係に立ち、その結果として村民とも鋭い対立關係に立つことがしばしばあった。文政一三年三月辺田村の農民達は百姓代二名を惣代として、中山家が辺田村共有林四町五反余の立木を伐採して売払ったとして、藩にその不当を訴えてた。この山林は中山家が関宿藩から「御領分村々林畑方開出情二付」として、明和元年褒美として与えられた土地であったが、その事情は農民達に必ずしも明らかにされてはいなかった。訴え出た農民達の主張によれば、この山林はかつて正徳年間に岩井村とその所屬を争い、藩主の裁定によって辺田村の共有地として証文が与えられ、以後ずっと野錢を納めて村民が管理してきた土地であった。文政一三年農民達は「年毎水難之村方ニ而連年困窮相蒿」んで苦勞しているところへ相次いで取手宿と中田宿の助郷役を割当てられて、ほとほと負担に苦勞したため、右の共有林を伐採して助郷役の負担金にあてることがに相談がまとまった。ところが、中山家はこれにさきまわりをしてこの共有林を伐採してしまったことで村民の不満が爆発し、藩当局への訴状提出に立至ったものであった。この訴訟で農民達は中山家の村共有地不当伐採を訴えたばかりでなく、名主としても年貢賦

課に不正取扱のあること等についても数々の訴えを提出していた。その後の経過のなかで農民達と中山家の妥協が成立し、「議定書之事」が作成され、両者の了解事項が藩当局へ報告されているが、その内容をみると事件は農民側の全面的な敗北に終わっている。おそらく藩が後楯となって中山家を支援したため、このような結論にたち至ったのであろう。このような事情を考慮に入れれば、中山家のような豪農だけが江戸問屋と対立しても、その結末に大きな変化は期待出来なかった。江戸問屋にしても豪農にしても、ともに封建権力を後楯とした特権商人同志の争いであったからである。しかし、寛政期以降の在郷商人の抬頭についてみると、これら豪農層のほかに富農や中小農の商人層も多数数含んでいた。彼等はまさに非特権的な小ブルジョアとして強くその利益を主張する段階に達しており、豪農層もこれに動かされて活動したから、豪農層を代表とする在郷商人層の要求には歴史的発展をきりひらく展望が包含されることになった。豪農と一般農民の間には中山家と辺田村農民のような対立関係を何処でも伏在させていたが、他面では彼等は一体となって江戸問屋や城下町商人に当る場合がしばしば見られた。安政三年江戸薪問屋と常陸出荷人との訴訟は、その代表的事例とみることができよう。これらの場合、農民達は豪農層指導のもとで江戸問屋や城下町商人と対立・抗争を展開することになったから、抗争の結末も必ずしも透明なものではなかったが、小ブルジョア経済の広汎な展開を基礎にする以上、明らかに歴史的発展を示す結果を獲得できた。

上山川村についても、このような事情は明らかである。天保五年作成した「議定連名帳」に上山川村では八名の材木商人が名を連ねていたが、明治一二年林産品取扱商人は二七名に増加していた。明治八年同村の戸数は二四〇戸を数えたから、実に全戸数の一一・三%が大小の林産品取扱商人となっていた。天保五年には江戸出荷をおこなう材木商人だけが仲間に加盟していたが、当時すでにこれに加盟しない材木商人や薪炭商人が何人かいたことは確かであるから、天保五年から明治一二年迄の間に八人から二七人に急増した訳ではない。明治一二年営業税納入者のうち

第4表 上山川村の林産物商人

番号	営業者氏名	営業の内訳	持高(明治8年)	営業税(明治12年)
1	岩田文太郎	材木卸売	石 52.8526	円 2.00
2	池田庄吉	"	19.8616	2.00
3	関富治	"	9.5120	2.00
4	生井佐市	"	6.9113	2.00
5	滝沢兵造	"	4.9724	2.00
6	久保久造	薪炭卸売	20.1920	2.00
7	久須美孫市	"	18.7053	2.00
8	石川八郎平治	"	9.1541	2.00
9	小貫半治	"	8.5341	2.00
10	古沢徳左	薪炭卸売・仲買	5.6040	(2.00 0.75)
11	石川重造	薪炭仲買	13.1995	0.75
12	石川儀平	材木小売	11.4765	0.50
13	山中久作	"	7.1156	0.50
14	山中利平	"	6.8536	0.50
15	山川連清	"	5.6798	0.50
16	谷貝啓吉	材木小売・菓子小売	4.2782	(0.50 0.25)
17	森久造	材木小売	2.6810	0.50
18	稲葉要造	薪炭小売	27.7644	0.25
19	松本久五郎	"	19.1845	0.25
20	雨甲斐伊吉	"	14.2388	0.25
21	岩田弥吉郎	"	13.7848	0.25
22	松本伊八	"	12.7409	0.25
23	岩田甚三郎	薪炭小売・質屋	11.1823	(0.25 1.00)
24	山中泰吉	薪炭小売	10.8037	0.25
25	石川新三郎	"	10.7111	0.25
26	岩田源太郎	"	7.8948	0.25
27	石川八郎治	"	6.2994	0.25

注 拙著『明治維新の農業構造』198頁より作成

果して何人が幕末の營業者であつたか明らかにできないが、相当数はすでに幕末段階からの營業者であつたことは確かである。いま、明治一二年「地方税取調帳」にみられる二七名の林産商人について、持高・業種・地方税額を整理して示せば、第四表のとおりである。

明治八年上山川村農民の持高構成は五石未満六一戸、五〜一五石一五三戸、一五〜三〇石二三戸、三〇石以上三戸となつている。⁽⁵⁾いまこの構成を第四表の林産物商人の持高と対比してみると、上山川村では林産物商人がほぼ全階層にわたつてみるができる。材木卸売の岩田文太郎は上山川村最高の持高を示し、これにつぐ池田庄吉も約二〇石所持の富農であつた。注目されることは、一〇石未満の農民に三人の材木卸商が見られることであり、明治初年には一部専門的な卸商も見られるようになっていたことを示している。薪炭卸商にもほぼ同様の傾向がみられる。小売商の持高は比較的平均していた。全体としてみれば持高の多い農民ほど兼業率が高く、持高の少い農民ほど林産物商人としての兼業率は低くなつていた。明治初年のこのような事情が幕末段階にどこまで妥当するか明らかでないが、かなり共通した状態にあつたものと考えられる。ただ、これらの林産物取扱商人達が幕末段階には、まだ豪農の影響を強く受け、その指導下で營業することが多かつたのではないかと考えられるが、幕末段階すでに全階層にわたつて林産物取扱商人が、広汎に成立してことは明らかである。

(1) 山中前掲論文

(2) 前掲「市中取締統類集」

(3) このような事情は、京都市場でもほぼ同様の経過を辿つたことは、藤田前掲書によつて知られる。

(4) 中山家の経営については前掲拙稿。

(5) 詳しくは拙著『明治維新の農業構造』第四章。